

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月 1日 至 令和5年 9月30)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 長田医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030
- (3) 設立認可年月日 平成 4年 9月24日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年10月 1日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	長田医院	長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030	一般病床      0床
			療養病床      0床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年11月25日    令和3年度決算の決定
- 令和4年11月25日    剰余金処分

法人名 医療法人 長田医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030

貸借対照表 /  
(令和 5年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	43,357	I 流動負債	5,785
II 固定資産	4,838	II 固定負債	0
1 有形固定資産	4,553	負債合計	5,785
2 無形固定資産	80	純資産の部	
3 その他の資産	205	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	32,410
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	42,410
資産合計	48,196	負債・純資産合計	48,196

法人名 医療法人 長田医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030

損 益 計 算 書 /  
(自 令和 4年10月 1日 至 令和 5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	83,924
2 事業費用	69,891
本来業務事業利益	14,032
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	14,032
II 事業外収益	526
III 事業外費用	70
経常利益	14,489
IV 特別利益	271
V 特別損失	0
税引前当期純利益	14,760
法人税等	3,513
当期純利益	11,247

様式 2

法人名 医療法人 長田医院  
 所在地 長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録 /  
 (令和 5年 9月30日現在)

1. 資 産 額	48,196 千円
2. 負 債 額	5,785 千円
3. 純 資 産 額	42,410 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	43,357
B 固 定 資 産	4,838
C 資 産 合 計 (A+B)	48,196
D 負 債 合 計	5,785
E 純 資 産 (C-D)	42,410

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )  
 建 物 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式 5

監事監査報告書

医療法人 長田医院

理事長 長田 リエ子 殿

私は、医療法人長田医院の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月27日

医療法人 長田医院

監事 長田 佐知子

